

地方独立行政法人大阪市博物館機構への移行に伴う職員の勤務労働条件等について(案)

1. 承継職員

1	身分	法人職員(非公務員)
2	給与・手当	法人の給与規程によるが、当面、本市の給与制度に準じる
	給与	給料表は本市の給料表を基本として設計する
	地域手当	法人の給与規程によるが、本市の給与制度に準じる
	扶養手当	
	住居手当	
	通勤手当	
	期末勤勉手当	
昇給・昇格	法人の給与規程によるが、本市の給与制度に準じる	
3	退職手当	法人の退職手当規程によるが、本市制度に準じる 在職期間は本市での期間と法人での期間を相互に通算する
4	勤務労働条件	法人の就業規則によるが、当面、本市に準じた取扱いとする
	勤務時間	9時から17時30分 ※休憩時間を除く
	休憩時間	12時15分から13時
	休日	①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③12月29日～1月3日 ※変形労働時間制(4週8休)が必要となる場合は、上記と異なる場合有り
	年次有給休暇	法人の就業規則によるが、本市制度に準じる 移行時の付与日数は、(公財)大阪市博物館協会・(公財)大阪科学振興協会から勤務が引き続くものとみなして算定する。また、両協会における年休残日数については、30年度に付与された日数を限度として31年度に新たに付与する日数に加算する(新たに付与する日数は本市に準じる)
	特別休暇	法人の就業規則によるが、本市制度に準じる
	病気休暇	
	育児休業・介護休暇	法人の就業規則によるが、本市制度に準じる
	職務免除	法人の就業規則によるが、本市制度に準じる
5	福利厚生	
	共済制度	本市共済組合に加入
	互助制度	本市互助会に加入
	災害補償	地方公務員災害補償基金大阪市支部に加入
	雇用保険	雇用保険法適用
6	人事評価制度	法人の人事評価制度によるが、当面、本市制度に準じる
7	再雇用制度	法人の再雇用制度によるが、当面、本市の再任用制度に準じる

2. 派遣職員

1	身分	本市職員
2	給与・手当	法人と市との取決めにより、本市職員給与を下回らない範囲で法人の給与規程に基づき支給
3	勤務労働条件	法人の就業規則等によるが、法人と本市との取決めにより本市職員との均衡を図る
4	福利厚生	
	共済制度	本市共済組合に加入
	互助制度	本市互助会に加入
	災害補償	地方公務員災害補償基金大阪市支部に加入
	雇用保険	雇用保険法適用除外